ガニスタン	1,090,000	1,060,000	1,004,500	974,700	930,100	855,600	781,200
706,700	647,100	617,400	587,600	557,800 」	に、「イラク		1,000,000
980,000	927,400	900,700	860,600	793,900	727,200	660,400	607,000	580,300	920,000
900,000	848,500	821,800	781,700	714,800	648,000	581,100	527,600	500,900	
553,600	527,000	を「イラク			1,030,000	1,000,000	953,000	925,300	
474,100	447,400 」	イラン			970,000	940,000	892,800	864,200	
883,700	814,400	745,100	675,800	620,400	592,600	564,900	537,200	に改める。	
821,500	750,200	678,900	607,700	550,600	522,100	493,600	465,100 」		
別表第一のうち二　総領事館の表欧州の項中				「ウラジオストク			770,000	719,400	
				サンクトペテルブルク			760,000	740,600	
				ハバロフスク			770,000	719,400	
				ユジノサハリンスク			770,000	719,400	
678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600	「ウラ	
698,100	627,200	556,300	485,400	428,700	400,300	372,000	343,600	サン	
678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600	ハバ	
678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600 」	ユジ	
ジオストク	810,000	760,800	717,700	645,700	573,700	501,800	444,200		
クトペテルブルク	830,000	808,700	761,900	683,900	605,900	527,900	465,500		
ロフスク	810,000	760,800	717,700	645,700	573,700	501,800	444,200		
ノサハリンスク	810,000	760,800	717,700	645,700	573,700	501,800	444,200		
415,400	386,600	357,900							
434,300	403,100	372,000							
415,400	386,600	357,900							
415,400	386,600	357,900 」							

に改める。

附　則

この政令は、令和八年十一月一日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定（在キューバ、在ベラルーシ、在ロシア及び在イランの各日本国大使館並びに在サンクトペテルブルク日本国総領事館に係る部分に限る。）は、同年八月一日から適用する。

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　高市　早苗

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十四号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行期日は、令和八年十月三十日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　藤井比早之

国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十五号

国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部令

内閣は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（事務局長）

第一条　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（以下「本部」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（事務局次長）

第二条　事務局に、事務局次長一人を置く。

2　事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（審議官）

第三条　事務局に、審議官一人を置く。

2　審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　審議官は、命を受けて、局務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官）

第四条　事務局に、参事官三人以内を置く。

2　参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

（事務局長等の勤務の形態）

第五条　事務局長、事務局次長、審議官及び参事官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

（本部の組織の細目）

第六条　この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

（本部の運営）

第七条　本部の運営に関し必要な事項は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長が本部に諮って定める。